

第 9 3 号議案

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 1 6 年 1 2 月 1 日

提出者 足立区長 鈴木 恒 年

足立区立学童保育室条例の一部を改正する条例

足立区立学童保育室条例（昭和 5 1 年足立区条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項各号列記以外の部分中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

第 5 条各号列記以外の部分及び同条第 2 号中「各号の一」を「各号のいずれか」に改める。

別表足立区立中部学童保育室の項を削り、同表に次のように加える。

足立区立亀田学童保育室	東京都足立区西新井栄町一丁目 1 番 1 号
-------------	------------------------

付 則

この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

中部学童保育室を廃止し、亀田学童保育室を設置するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。